



社会保険労務士法人 ルーチェ

info@sr-luce.jp 052-211-5185

052-211-5186 名古屋市中区丸の内2-14-4
エグゼ丸の内 907

3月スタート!? 子どもへのコロナワクチン接種でわかっていることとは?

◆休園・休校が大幅に増加

感染拡大により、保育所等の全面休園は 777 (2月3日時点)、公立学校の全面休校は 1,114 (1月26日時点) となっています。そのため、5～11歳の子どもを新たに新型コロナワクチンの接種対象に加えることが決定されました。

◆早ければ3月頃から接種開始

厚生労働省の1月28日付資料によれば、2月下旬に5～11歳用のファイザー社のワクチンの配分を開始し、予防接種法関係の改正を経て、早ければ3月頃から接種が可能になるとされています。

大人用とは異なる製品が使われるため、混同を避けるためとして、子ども専用の接種会場を設置する自治体もあります。

◆子どものワクチン接種で従業員が休まざるを得なくなったら?

厚生労働省の新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け) では、子どものワクチン接種では保護者の同伴が原則とされるため、休暇や労働時間の取扱いについて次のような方法を検討してほしいとしています (問21)。

- ・子の看護休暇の周知や要件緩和
- ・失効年休積立制度などの活用

◆「子の看護休暇」とは?

育児介護休業法上、未就学の子を養育する労働者は、申出により、年間5労働日 (子が2人以上の場合は10労働日) まで、子の看護または子に予防接種・健康診断を受けさせるために、1日単位または時間単位で休暇を取得できるとされています。事業主は、この休暇の申出を拒むことができません。

3月以降、従業員自身が3回目の接種を受けるケースも増えますから、業務に支障が出ないように、早めに影響を見極めて対応を検討しておくといでしょう。

【厚生労働省「新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000888766.pdf>

【厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け)」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/hunva/kenkou_iryuu/denoue_fever_00007.html#Q4-21

2022年の確定拠出年金はどう変わる？

確定拠出年金制度は、長期化する高齢期の経済基盤を充実できるよう、また、中小企業を含むより多くの企業や個人が制度を活用できるよう、制度の見直しが行われました。2022年度に施行される改正内容は次のとおりです。

◆ 4月施行—受給開始時期の上限が75歳に延長

2022年4月から企業型DCとiDeCoの老齢給付金の受給開始時期を60歳（加入者資格喪失後）から75歳までの間で、ご自身で選択することができます。

◆ 5月施行—企業型DCの加入可能年齢の拡大

現在、企業型DCに加入することができるのは65歳未満の方ですが、2022年5月から70歳未満の方まで拡大されます。ただし、企業によって加入できる年齢などが異なります。

◆ 5月施行—iDeCoの加入可能年齢の拡大

現在、iDeCoに加入できるのは60歳未満の公的年金の被保険者ですが、2022年5月から65歳未満に拡大されます。

◆ 10月施行—企業型DC加入者がiDeCoに加入しやすくなる

現在、企業型DCに加入している方がiDeCoに加入するには、各企業の労使の合意が必要ですが、2022年10月から原則加入できるようになります。

ただし、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金、これらの合計額がそれぞれ以下のとおりであることが必要です。また、企業型DCにおいて加入者掛金を拠出（マッチング拠出）している場合などには、iDeCoに加入できません。

【企業型DCに加入している方がiDeCoに加入する場合】

- ・ 企業型DCの事業主掛金（①）→55,000円以内
- ・ iDeCoの掛金（②）→20,000円以内
- ・ ①+②→55,000円以内

【企業型DCと確定給付型（DB、厚生年金基金など）に加入している方がiDeCoに加入する場合】

- ・ 企業型DCの事業主掛金（①）→27,500円以内
- ・ iDeCoの掛金（②）→12,000円以内
- ・ ①+②→27,500円以内

外国人労働者数、雇用事業者数とも過去最高、増加率はやや鈍化

～厚生労働省まとめ(令和3年10月末現在)

厚生労働省は1月28日、昨年10月末現在の外国人雇用についての届出状況の取りまとめを公表しました。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）で、数値は令和3年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

◆外国人労働者数、外国人を雇用する事業所数ともに、届出の義務化以降最高を更新

外国人を雇用する事業所数は28万5,080か所、外国人労働者数は172万7,221人で、昨年10月末現在の26万7,243か所、172万4,328人に比べて、1万7,837か所、2,893人の増加となっています。

外国人を雇用する事業所数および外国人労働者数ともに、平成19年に届出が義務化されて以降で最高の数値を更新したものの、対前年増加率は、事業所数で6.7%と前年10.2%から3.5ポイントの減少、労働者数で0.2%と前年4.0%から3.8ポイントの減少といずれも減少しています。

◆国籍別では、ベトナムが最多の45万3,344人。次いで中国、フィリピン

国籍別にみると、ベトナムが最も多い45万3,344人で、外国人労働者数全体の26.2%を占めています。次いで、中国39万7,084人（同23.0%）、フィリピン19万1,083人（同11.1%）の順となっています。

◆産業別では「製造業」が最多で、全体の27.0%

外国人労働者数の産業別の割合をみると、「製造業」が27.0%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が16.3%、「卸売業、小売業」が13.3%となっています。

※外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられています。

【厚生労働省：「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和3年10月末現在）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23495.html

会社主導の異動には十分な情報提供が活躍のカギ

新年度も間近となり、人事異動の検討・実施がされる頃かと思います。今回は、パーソル総合研究所が実施した「一般社員層（非管理職層）における異動配置に関する定量調査」（実施期間 2021 年 7 月 21 日～8 月 1 日）より、会社主導による異動配置を行う際に、会社に求められる点を紹介します。

◆会社主導の異動をネガティブに受け取った層は 25.4%

調査結果では、会社主導の異動について、納得していない、かつネガティブに受け取っている層は 25.4% でした。また、上司から「異動の理由について、十分な説明があった」とした層は 40% に留まっています。

◆異動後の活躍・適合を促進する配置前後の要因

しかしながら、同調査・分析では、上司・組織による異動理由の十分な説明や、異動後の役割・期待感を伝えるなどのコミュニケーション、異動後の部門間による連携・協働の期待が、本人の異動に対する肯定的な受け止め方（ポジティブに受け取った・納得していた）や異動後の活躍適合の見通し（今までの経験を活かして活躍できそうなど）を高め、異動後の活躍・適合度を促進することが示唆されています。

また、異動後の上司からのコミュニケーション、例えば、新しいポジションでの役割や期待感を伝えてくれた（役割・期待感の通知）、今後のキャリアについて相談ができた（キャリア相談）、本人のスキルや経験・知識を把握してくれた、本人の強みや弱みを理解しようとしてくれた（部下理解）などが、本人の異動後の活躍・適合度を促進していることも示唆されており、異動前後の十分な情報提供、コミュニケーションの促進が、その後の活躍のカギとなるようです。

【パーソル総合研究所「一般社員層（非管理職層）における異動配置に関する定量調査」調査結果】

<https://rc.persol-group.co.jp/thinktank/assets/personnel-relocating.pdf>

MonthlyLetter・ルーチェ 編集後記

突然ですが、私は「お蕎麦」が大好きです。
自宅でも、外での食事でもお蕎麦だとテンションが上がります！

好みとしては細め、固め、ザラザラした感じの食感のものです。
お蕎麦のスイーツなども含め密かに楽しんでします。

いつかはお蕎麦の手打ちなどもしてみたいなあという野望も抱いておりますので、もし行う機会があれば体験記などもこちらに書かせて頂こうと思います！ 高橋記

